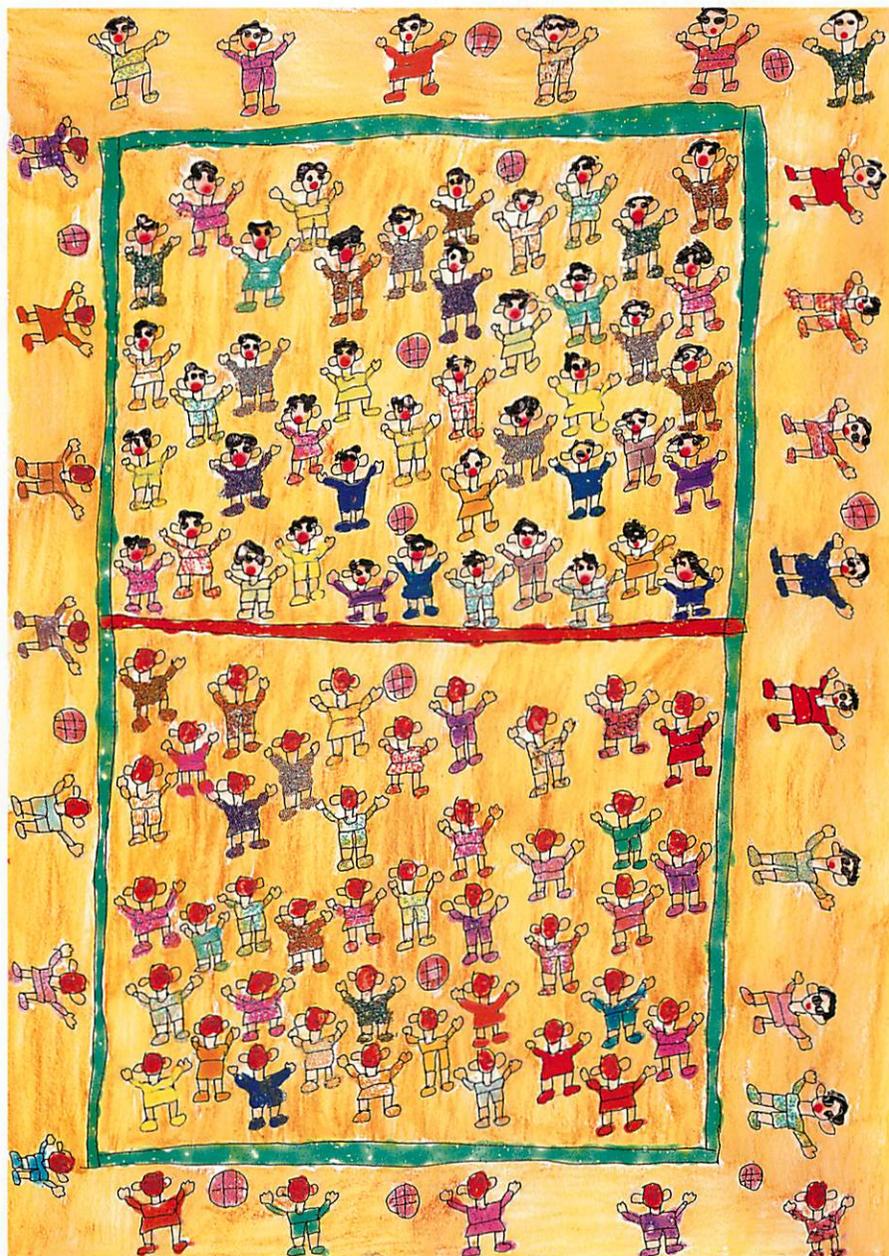


あいう

女性室広報誌
Public Relations Magazine 2005 June Number 17

17



絵 伊藤愛さん

特集

「男女両性で形づくる教団」から問われること
— 男女平等参画の願い —

私たちが真宗門徒としてこの社会を生き、
そして真宗の教えによつて教団を形づくるとき、
男と女が共に対等で平等な関係を生きるとは
どういうことを意味するのでしょうか。

【目次】

特集

「男女両性で形づくる教団」から問われること — 男女平等参画の願い —

女性室では、「男女両性で形づくる教団」とは？
をテーマとして、これまで届けられた声をもとに
教団の様々な課題を整理する作業を行ってきました。
そこから願われる教団のすがたを明らかにしていくための
協議資料として、その概要と全文を掲載することとしました。
「男女両性で形づくる教団」の実現に向けて、
寺院や組・教区など様々な場で今号をご活用ください。

ダイジェスト 「男女両性で形づくる教団」の実現に向けて
はじめに — 女性室設置の願い — 3

I これまでの経緯 8

- 1 教団の制度機構上の取り組み
- 2 男女平等をめぐる国際社会の動き
- 3 指針一・指針二の取り組みをおしして
- 4 「男女両性で形づくる教団」の願い

II めざすべき宗門像 11

- 1 宗門存立の意義（一人）の尊厳と同朋社会の顕現
- 2 「男女両性で形づくる教団」の定義と基本理念（案）
- 3 「男女両性で形づくる教団」実現のための基本目標

III 宗門の現状と課題 14

1 寺院の問題について

(1) 住職・寺族等について

(2) 坊守問題について

2 教学・教化について

(1) 女性の教化スタッフの確保・育成

(2) 性差別に関する教化施策

(3) 女性の視点からの教学の問い直しの必要性

(4) 女性が参画できる新しい教化活動の場の創造

3 儀式・声明作法等について

(1) 法名について

(2) 葬儀式について

(3) 得度式について

4 教団の諸制度・機構について

(1) 組の機関

(2) 教区の機関

(3) 宗 会

(4) 審議会等

5 女性室について

IV 基本理念に基づく総合的な基本計画策定の必要性 19

1 各組織分野における責務の明確化

2 各活動分野における課題の整理

3 実情に即した取り組み

V 優先すべき課題 20

1 行動計画の策定と法規整備に向けた具体的取り組みの開始

2 「寺院教会条例」第二十条第二項についての取り組み

3 「宗議会議員選挙条例」の一部改正を受けた活動

4 組の活動における女性の参画推進に向けた取り組み

5 セクシユアルハラスメントとドメスティックバイオレンスへの取り組み

(1) セクシユアルハラスメント防止に向けた活動

(2) ドメスティックバイオレンス防止に向けた活動

おわりに 22

「男女両性で形づくる教団」 の実現に向けて

「男女両性で形づくる教団」
とは？

「男女両性で形づくる教団」とは、宗門に属するすべての男女が、立教開宗の精神に則り、性別にかかわらず〈一人〉としての尊厳を認め合い、一人ひとりが水平に出遇うことのできる同朋社会の実現に向かって、あらゆる分野でみずからの意思と責任とにおいて選択された方法で、その個性を十分に発揮する機会が確保されることにより、平等な立場で共に宗門の運営に参画し、同朋の公議公論の責任を分かち合うことを願うものです。



ひらざ

平座「同朋公議の責任」

住職・坊守・寺族・門徒などの立場を超え、他者の声を聞くことによって、自分の立っている場が確かめられる、そこに同朋公議が開かれるのではないのでしょうか？

いちにん

一人「一人の尊厳」

親鸞聖人は、「弥陀の五劫思惟の願をよくよく案ずれば、ひとえに親鸞一人がためなりけり」（『歎異抄』）と、仏から願われている〈一人〉の存在の重さ（尊厳性）を見出されました。それは同時に、現実の中にその尊厳性を阻害するものを見出していく、「独立者たらん」という歩みではないのでしょうか？

どうぼう

同朋「自己選択の尊重」

「どもの同朋にもねんごろのころのおわしましあわばこそ」（『御消息集』）という、共に「関係を生きる存在」であることの確かめにおいて、「男らしさ・女らしさ」に縛られず、一人ひとりの個性を認め合うところに、共に解放される関係が開かれるのではないのでしょうか？

「男女平等のねがい」
に立った取り組みを

〈基本目標〉

・新しい教団システムを創る

〈一人〉の尊厳が認められ、一人ひとりの個性が十分に発揮され生かされる教団システムを構築する。

一人ひとりを
大切にする

・性別による差別の禁止

宗門のあらゆる場で性別を理由にした差別的取り扱いを一切許さない姿勢を徹底する。

差別を許さない
姿勢

・固定的役割分担の見直し

宗門に関する諸制度・教学・儀式・慣行において、性別による固定的役割分担を反映して男女平等参画を阻害するものは、これをすべて改善し、必要に応じて積極的格差改善措置（ポジティブアクション）を実施する。

男の仕事、
女の仕事と
決めつけない

・男女があらゆる場に平等に参画する

宗門に属する男女が、宗務所（本山）・教区・組・寺院教会における施策・方針の立案・決定に関し平等な立場で共に参画する機会を確保する。

立場を超えた
場づくり

総合的かつ
計画的に

〈基本計画の策定〉

・宗務所（本山）・教区・組・寺院教会の各組織分野で「男女平等のねがい」をもとに、現状の見直しと課題を確認する場を創る。

・機構・制度／教学・教化／儀式・声明作法など各活動分野において現状の見直しを行い、課題を確認する。

・長期的展望をもって、実質的な成果をあげるための数値目標を設定し、総合的な行動計画をつくり、公開していく。

取り組みの
方向性

(☞ P.19, P.20)

1

長期的総合的な視野をもった行動計画をつくり目標を設定して活動する

2

必要に応じ積極的格差改善措置を取り入れることも考慮する

3

男女平等参画を支えるための法的措置を検討する

宗門の
現状と課題

1 寺院のあり方と役割は？

- ①宗門の規則の上では、住職の後継者に男女の差別はなくなりました。しかし、それぞれの意識はどうでしょうか？
- ②寺院がみんなに開かれた聞法の場となるために、あるべきすがたとはどのようなものなのでしょうか？
- ③真宗において住職とはどういう位置にあるものなのでしょうか。また、坊守の役割とは？

2 男女平等の視点から教学・教化のあり方は？

- ①女性が女性の視点から宗門の教化活動に、より積極的にかかわるための環境づくりとは？
- ②一人ひとりが性差別の問題を正しく認識し、真に平等な関係を築くためにどのような形で学びの場をもつべきでしょうか？
- ③教学における性差別の問題性を明らかにしていくためには、改めて女性の視点から聖教を読み解く営みが必要ではないでしょうか？

3 法要儀式・声明作法についての男女平等とは？

- ①女性である住職・教師・僧侶が男性の僧侶とともに儀式・声明に参加する望ましい形態とは？
- ②法名の釈と釈尼の違いなど、慣例的なところについても検討を加え、その意味を確かめていくことが必要ではないでしょうか？
- ③葬場勤行での和讃など、儀式に関する男女の扱いの違いを検証し、教えに基づく儀式の見直しが必要ではないでしょうか？

4 宗門の機構・組織での男女平等参画を！

- ①教区・組の方針決定に関わる場に積極的に女性の参画を促すためにどのようなあり方が望ましいのでしょうか？
- ②宗門の最高議決機関である宗会に、女性が参画し僧侶・門徒、男女という、より広い立場から運営できる方途を、一人ひとりが考えていくべきではないでしょうか？
- ③審議会・委員会など、あらゆる場に男性と女性が共に参画し意見を交わすことが健全なあり方ではないでしょうか？

そこからの
展開として

(P.20, P.21)

1

「ねがい」を共有する活動の中から、宗門における「男女両性で形づくる教団」の「基本理念」を明確にする

2

「男女両性で形づくる教団」に向けてのビジョンをもとに行動計画を策定し、個々の課題について展望を持った活動を進める

3

優先すべき課題については、行動計画の策定に平行して対応する

4

「男女両性で形づくる教団」を宗門の中心的課題として位置付け、計画推進のための体制づくりをする

具体的には

1 「ねがい」を広く共有する

男女の差異を超えて共に同朋としての関係を生きるためには、一人ひとりがその「ねがい」を共有することからはじまります。そのためにあらゆる機会をもって啓発活動を行います。

- 事業・広報誌の発行
- ・公開講座の開催
 - ・啓発パンフレット等の発行
 - ・その他

2 女性の視点から教学教化・儀式作法を検証する

今日の男女のおかれている現実から、これまで真宗の教えの中で女性がどのように語られ位置付けられてきたのか。女性の目から改めて問い直す作業が必要です。そこから一人ひとりが真宗の教えに基づいた、教化活動としての儀式のあり方を見出していくことが望まれます。

- 事業・公開学習会
- ・他団体との交流
 - ・その他

3 宗門の現状と課題を確認し、ビジョンを明確にする

「ねがい」に基づき現状と課題を確認しつつ、「男女両性で形づくる教団」に向けてのビジョンを明確にする作業を行います。

- 事業・教区を会場とした公開講座の推進
- ・各教区教化委員会の女性問題に関する委員会との交流
 - ・女性会議
 - ・その他

宗門が部落差別の問題に取り組むことを重要課題として位置付けたのは、この宗門があらゆる人々を「御同朋」として見出していききたいとする「同朋教団」を名告りながら、実は被差別者側からの声を聞くことな
くしては、みずからの差別の事実^{じじつ}に気づくことができなかつたということ
とに気づいたからに他ならない。

女性達もまた、部落差別解放の歩みに学ぶことをおして、真に人が
出遇い合うためには、まず差別を差別として指摘し批判する声を出して
いくことが大切であることを知った。と同時に、差別の事実が明らかに
なることによって、これまで女性と男性が互いにどんな関係を生きてき
たのかということが、男性にも女性にも共に問い返されることとなった。

女性を排除してきた機構・制度、いつも男性側からしか語られていな
い教学、男性中心に営まれる儀式等、そこに教団の性差別の事実がある。
この現実を主体的に受け止めるとき、私たちは社会にあつても教団にあ
つても、性別による役割分担を固定化し、お互いにその領域の中に座り
込んでしまっているのではないだろうかということが見えてきた。そんな
な関係の中ではお互いの声が聞こえるはずもない。その怒りと悲しみの
うちに、異なる性を生きる者同士が相手の声を聞き合うことによつて、
真に出会いを出遇い直す関係を生きていきたいと願わずにはおられな
くなつた。この熱き願いが女性達にこれまで声を出し続けさせてきた。

こうした願いと声の中で「女性室」は設置され、そのめざすべき教団
像として「男女両性で形づくる教団」を表明した。これは「同朋教団」
ということの内実を女性の側から表現した言葉である。その根底には、
女性であれ男性であれ、「女である」「男である」ことの苦悩から解放さ
れ続けながら、人間という、関係を生きる存在として、お互いを「同朋」

として見出していける関係を生きたいという願いがある。その願いの実
践をおしてこそ、親鸞聖人が願われた、一人ひとりがその「一人」^{いちにん}を生
き合う関係が見えてくるのではないだろうか。

ここに立つて、まず今、これまでの教団の歴史・教学・儀式・機構制
度を見直し、その問題克服のために総合的・計画的に取り組みを打ち出
すことは緊急の課題である。そして「男女両性で形づくる教団」の願い
に立ち続けることにおいて、教団や社会が自明のこととしている男性社
会を是とする中からは女性も男性も解放されないとすることを指摘しな
がら、新たな人間関係のあり方を社会に対しても発信し続けていく使命
を果たさなければならぬ。

※本誌において「男女平等参画」と表
現したのは、単にこれまでの男性主導
型の教団のあり方にどう女性が参加す
るかということではなく、宗門に関わ
る一人ひとりが、性別による固定的役
割分担を超えて対等な立場において宗
門の活動に参画し、そこから御同朋・
御同行として真に平等なる関係を、教
団及び今日社会に回復していきたく
い願いからである。

1 教団の制度機構上の取り組み

一九八一年、新たに「真宗大谷派宗憲」が制定され、その「宗憲」立憲の精神に立って、教団に温存されている旧体制を克服するため、一九九一年、寺格・堂班の廃止など法体制の整備が図られる中で、男性の後継者を欠く寺院に限定して女性の住職就任がようやく認められることとなった。また、教師^{しょうほ}陞補や法要座次の進席についての男女間格差もなくなり、翌年「僧侶条例施行条規」の改正をもって得度の年齢制限についても男女共に満九歳からに改められた。さらに一九九四年には宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」が設置され、一九九六年一月には同審議会から答申が提出された。この答申を受け、女性の住職就任に関する規定等が改められると共に、同年十二月宗務機構の中に「女性室」が設置されるに至った。

また宗門では、これまで男性である住職の配偶者（妻）を坊守と称してきたが、女性の住職就任にともない、その配偶者（夫）の位置付けなどを含めて制度上「坊守」をどのように考えるのが課題となった。宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」の答申を受け、一九九六年六月の宗会において「寺院教会条例」の一部改正が行われ、「坊守を置くものとする。」とだけ規定し、詳細の規定については条例の趣旨に沿って施行条規で定めることとなった。しかし、問題の持つ意味と及ぼす影響の大きさから施行条規によることなく、翌九七年六月の宗会にて、二年間の時限立法として「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例」（以下「臨時措置条例」という。）が可決成立し、宗門全体に「坊守問題」に

関しての議論を喚起することとなった（別表参照）。さらに一九九九年、指針一「門徒・同朋に開かれた聞法道場としての寺院運営をめざして」、指針二「男女両性で形づくる教団をめざして」の二つの指針を示して、協議を継続すべく「臨時措置条例」を一年延長すると同時に宗務審議会「坊守の規定に関する委員会」が設置された。

（別表）

「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例」

（趣旨）

第一条 この条例は、寺院教会条例の一部を改正する条例（平成八年条例公示第一号。以下「新条例」という。）第三章に規定する坊守制度の施行について、寺院及び教会の円滑な運営を確保するため、その必要な臨時措置を定める。

（新条例の改正）

第二条 新条例第二十條から第二十二條までを次のように改める。

（定義）

第二十條 住職又は教会主管者の配偶者を坊守、前住職又は前教会主管者の配偶者を前坊守と称する。

2 女子である住職の配偶者については、坊守に関する規定は適用しない。

（坊守籍簿）

第二十一條 坊守及び前坊守は、申請により宗務所の坊守籍簿に登録されるものとする。

2 坊守籍簿に登録されない者は、坊守の待遇を受けることができない。

（任務）

第二十二條 坊守は、住職の職務の本義を領解して、住職とともに教法を聞信し、所属門徒との交流を緊密にして、寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。

（遵由効力期限）

第三條 前条による新条例の各改正規定は、平成十一年六月三十日をもって失効する。

附則

1 この条例は、新条例施行の日に施行する。

2 この条例施行の際、現に坊守又は前坊守である者は、この条例による坊守又は前坊守とそれぞれみなす。

※一九九七年六月十八日施行

二〇〇〇年四月、宗務審議会「坊守の規定に関する委員会」からの答申を経て、同年六月の宗会において「臨時措置条例」の条文がそのまま「寺院教会条例」の本則に謳われることとなり、現在も指針一・指針二に基づく坊守の問題は継続の課題となっている。（『あいあう』第八号参照）

また、二〇〇四年六月の宗会において「宗議会議員選挙条例」が一部改正され、これまで住職にのみ認められていた宗議会議員の被選挙資格が、住職及び住職の同意を得た教師にまで広げられることとなった。

宗門におけるこれらの動きの根底には、「真宗大谷派坊守会連盟」や「真宗大谷派における女性差別を考える女たちの会」などの女性による団体から宗務当局に対して女性の住職就任の実現に関する要望書が提出されるなど、宗門内に歴然として存在する性別を根拠とした不平等な取り扱いへの指弾と男女平等への願いが大きな要因としてあることを忘れてはならない。

2 男女平等をめぐる国際社会の動き

一方、社会に眼を向けると、国際的にも女性差別問題は重要な課題となっており、第二次世界大戦後に国連が結成されるや否や、その第一回総会で「女性の地位委員会」の設置をみている。その後一九七五年第一回目の世界女性会議となる「国際女性（婦人）年世界会議」にて「世界行動計画」が採択され、一九七九年「女性（女子）に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（一般には「女性（女子）差別撤廃条約」と略称する。）の採択、さらに一九八五年「国連女性（婦人）の十年」ナイロビ世界会議」における「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」そして、一九九五年「第四回世界女性会議」で「北京行動綱領」及び「北京宣言」が採択されるなど、男女平等に向けた計画性・総合性を持った取り組みが展開されている。このような国際社会の動きを受けて、日本も一九七七年「国内行動

計画」を策定し、一九八五年には「女子差別撤廃条約」を批准した。一九八七年には「西暦二〇〇〇年に向けての新国内行動計画」を策定し、一九九四年には内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、同時に「男女共同参画審議会」を設置した。そして一九九六年審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ「男女共同参画二〇〇〇年プラン」（国内行動計画）を策定し、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け」と内外に表明した一九九九年六月「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されるに至っている。

既述の宗門における法改正等の動きも「男女平等」にむけた国際社会の大きなうねりと別のところにあるものではなく、今や宗門において「真に男女平等なる共同体」の理念を明確化することが時代社会から付託されている課題であり、宗門の荷負すべき使命といえる。

3 指針一・指針二の取り組みをとおして

また宗門において、女性の住職就任をきっかけとして問われることとなった「坊守制度」の問題は、一九九九年「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例の一部を改正する条例案」提案趣旨に示されたように、

「家」制度をそのまま採り込んできた男性中心の宗門にあつて、男性住職を実質的に補完する住職の配偶者を「坊守」と呼び、その立場を一見重んじながらも、逆に宗門の性差別を温存助長させてきたものであると、深い懺悔に立つて認識すべきであり、（中略）「従前の坊守の規定では不十分である」というご意見については、言い換えるならば「女性が、主体的に寺院運営と宗政に関わりを持てる方途を開いてほしい」ということであり、これらの要望は、「積極的に男女両性が参画できうる寺院運営、宗政参加の施策を具体的にどう開いていくのか」というご意見と受け止め、「提案趣旨説明」から）

そこから「門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営をめざして」「男女両性で形づくる教団をめざして」という二つの指針を示すことによつてそれぞれに協議を継続してきた。そこに見出されてきた課題として、坊守問題に限らず性差別の問題は、男性の差別者と女性の被差別者といった一元的な次元で語られるべきものではなく、問題は後述のように非常に多岐にわたつており、様々な角度からの取り組みを要するものであることが確認されてきた。

ことに、今日宗門では、坊守に関する規程などを除いて、法規の上では性別を根拠とした格差は是正されてきている。しかし、現実には多くの課題を残していると同時に、一見男女間に中立的であると見える法規・制度であっても、宗門にかかわる人々の意識・行動や慣習・慣行のなかには、依然として女性に対する差別や偏見、男女の役割に関する固定的な考えなどが色濃くみられ、結果として差別が維持・強化されてきているといわざるを得ない。よつて、二〇〇〇年度宗会における宗務総長演説では、「今後の課題として、女性に関する教学・教化・制度の検証、男女共同参画推進のための基本的「条例」の制定、さらにその男女共同参画を具体化するためのビジョンの策定が必要である」と、宗門の基本的姿勢の表明と総合的・計画的な取り組みの必要性を表明している。今後、さらに性差別の視点をもつて法規・制度の改正の検討や、宗門内における慣習・慣行についても検証を行い、そして何よりそれらを成り立たせてきた教学を問いなおすということを念頭において、事実上の男女平等をめざして総合的かつ積極的に宗門改革をすすめて行かなければならない。

以上のような視点に立つて、今後宗門が「男女両性で形づくる教団」をめざして改革をすすめていくために、

- ① 「基本条例」(仮称)の制定
- ② 「行動計画」の策定

③ 「機構」の整備(体制づくり)
の三点を緊急の課題として取り組んでいくこととする。

4 「男女両性で形づくる教団」の願い

わが宗門は、一九六一年の宗祖親鸞聖人七百回御遠忌を機縁として、「真宗門徒一人もなし」の自覚をもつて翌六二年、真宗同朋会運動を発足した。そして、一九六九年の管長職譲渡のいわゆる開申事件に始まる宗門問題のなか、一九七七年同朋会運動十五周年全国大会において、「一、古い宗門体質の克服 二、現代社会との接点をもつ 三、真宗門徒としての自覚と実践」の三項目が同朋会運動をすすめていく上での基本課題として確認された。

一九八一年には「真宗大谷派宗憲」が改正され、その前文において「同朋社会の顕現」を宗門運営の根幹とすることが確認された。

そして、去る一九九八年蓮如上人五百回御遠忌を厳修するにあたり「バラバラでいっしょー差異をみとめる世界の発見」というテーマを見出ししてきた。それはまさに男女という性の差異を生きる一人ひとりごとで共なる世界を見出し得るのかという問いでもあった。そして宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌を間近に控えた今日、これまで同朋会運動の中で「僧と俗」という視点から問われてきた御同朋・御同行という関係の上に、改めて「男女」という視点をもつて「同朋社会」という概念が明確に問い返されてくることとなったといえる。

「男女両性で形づくる教団」のめざすところは、具体的には一人の人権の問題ではあるが、その一人をとおして問われてくることは、真の意味での「御同朋」の関係からなる「新たな教団システムの構築」であり、さらにはそのことが、今日社会のあらゆる人々に向けて「真に平等なる関係」を呼び覚ますはたらきとなると確信する。

1 宗門存立の意義 ―一人の尊厳と同朋社会の顕現―

親鸞聖人は如来から賜った信心を大信心とし、それについて

おおよそ大信海を案ずれば、貴賤・縋素を簡ばず、男女・老少を謂わず、造罪の多少を問わず、修行の久近を論ぜず、(中略)ただこれ不可思議・不可説・不可称の信樂なり。(中略)如来誓願の業は、よく智愚の毒を滅するなり。(『真宗聖典』二二六頁)

と、喜びをもつて述べられている。

そこには、逆に言えば、「智愚の毒」として娑婆世界のあり様が、信心ということにかかわっても、貴賤・縋素を簡び、男女・老少を謂い、造罪の多少を問い、修行の久近を論じてやまない姿となっていることを解き明かしていると言える。そして、その中であつてただ翻弄され苦悩するほかに生き方を見出し得ない人々に、念仏をもつて願生浄土の道を歩ませ続けようとしてされているのが如来の大慈悲心であるといたいただいられるのであろう。

また、親鸞聖人がこのようにあえて言葉を尽くして大信海について思いをめぐらせておられるということは、そのことによつて願生浄土の道を歩むことの具体、つまり念仏によつてみずからこの世の何が課題となつてきたのかを明らかにされておられると言える。

では、その課題となつた、貴賤・縋素を簡び、男女・老少を謂い、造罪の多少を問い、修行の久近を論ずるとは何か。それは、「生まれが貴い、賤しい」「出家者である、在俗者である」「男である、女である」「老人である、若輩者である」という社会的あるいは肉体的・精神的差

異の中に特別の意味と価値の序列を設定し、例えば「女だから」ということで女性たちの生き方や考え方を云々し(謂う)、それによつて人々を分断し孤立させる(簡ぶ)ことである。また、人間の存在価値を「善・悪」(造罪の多少)や「できる・できない」(修行の久近)という基準(それはややもすれば、その時代社会の権力支配構造を補完する体系の中にある)で評価し(論じる)、そこからはみ出す者・劣る者をまるで人間であることを否定するかのような形で問い責める(問う)ことである。

親鸞聖人は『御消息集』の中で、

としごろ念仏して往生をねがうしるしには、もとあしかりしわがころをもおもいかえして、ともの同朋にもねんごろのころのおわしましあわばこそ、世をいとうしるしにてもそうらわめとこそ、おぼえそうらえ。よくよく御こころえそうらうべし。(『真宗聖典』五六三頁)

と言われている。

「貴賤・縋素を簡ばず、男女・老少を謂わず、造罪の多少を問わず、修行の久近を論」じない大信心を賜ることによつて、「世をいとうしるし」としてみずからとこの世の課題が明らかとなり、一人ひとり、もはや「貴賤・縋素を簡ばず、男女・老少を謂わず、造罪の多少を問わず、修行の久近を論」じる必要のない(一人)の自覚へとうながされる。

それは、(一人)ということの中に、多様な社会的・歴史的な関係性の中で、誰も代わる者なき唯一固有の身を生きていくという「存在の尊厳」と、人間の現実の苦悩し、教法とよきひとに出遇うことによつて目覚め、人間の歴史に底通する願心に生きようとする「自覚の尊厳」、このような(一人)の尊厳に目覚め、自他共に認め合う(ねんごろのころのおわしましあう)ということである。そして、このような(一人一人)によつて

念仏のもとで新たな人間の交わり、「同朋」の交わりを絶えることなく開き続けることができるのである。

真宗大谷派なる宗門の精神を謳った「宗憲」前文に、宗門運営の根幹の第一として、「同朋社会の顕現」があげられている。それは、「貴賤・縊素を簡ばず、男女・老少を誦わず、造罪の多少を問わず、修行の久近を論」じる必要のない〈一人一人〉の「同朋」の交わりを絶えることなく開き続けることを、わが宗門存立のいのちとすることに他ならない。そして、この宗門存立の意義を果たすために、宗門にかかわるすべての人には、僧俗・男女・老少を問わず、等しく、同朋公議の責任が荷負されているのである。

しかしながら宗門の現実にあつては、男女の性別による役割が固定的に語られ、ことに宗門の政策・方針決定過程（宗会、教区会・教区門徒会、組会・組門徒会等）への女性の参画が困難な状況になっている。この現状は、取りも直さず、同朋社会の顕現をいのちとする宗門が、その推進を図るための機構であるみずからの組織体、それ自体に同朋社会の体現が見られないという矛盾を露呈している。

今ここで、同朋社会の顕現へ向けた同朋公議のあり方について、あえて男女という視点からその基本理念を明らかにし、男女が等しく同朋公議の責任を果たせるように図ることは、同朋教団としての宗門運営の基盤に不可欠なことである。

2

「男女両性で形づくる教団」の定義と基本理念（案）

■ 定義 ■

「男女両性で形づくる」とは、宗門に属するすべての男女が、立教開宗の精神に則り、性別にかかわらずなく〈一人〉としての尊厳を認め合い、一人ひとりが水平に出遇うことのできる同朋社会の実現に向かって、あらゆる分野でみずからの意思と責任とにおいて選択された方法で、その個性を十分に発揮する機会が確保されることにより、平等な立場で共に宗門の運営に参画し、よって同朋の公議公論の責任を分かち合うことをいう。

■基本理念■

- 性別によって差別されたり、固定的な役割を強制されたりすることがなく、男女が共に〈一人〉としての尊厳を認め合う教団（〈一人〉の尊厳）
- 真宗門徒としての自覚のもと、同朋社会の実現に向けて、みずからの意思と責任において個性を発揮することが確保された教団（自己選択の尊重）
- 男女が、宗門のあらゆる分野における活動に対して平等に参画し、同朋の公議公論の責任を分かち合う教団（同朋公議の責任）

3

「男女両性で形づくる教団」実現のための基本目標

■基本目標■

- 〈一人〉の尊厳が認められ、一人ひとりの個性が十分に発揮される教団システムを構築する
- 宗門のあらゆる場で性別を理由にした差別的取り扱いを一切許さない姿勢を徹底する
- 宗門に関する諸制度・教学・儀式・慣行において、性別による固定的役割分担を反映し男女平等参画を阻害するものは、これをすべて改善し、必要に応じて積極的格差改善措置（ポジティブアクション）を実施する
- 宗門に属する男女が、宗務所（本山）・教区・組・寺院教会における施策・方針の立案・決定に関し、平等な立場で共に参画する機会を確保する

III 宗門の現状と課題

女性室では今回、教団における男女平等参画の実現に向けての今後の方向を見定めていくため、一九九六年一月に提出された宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」答申やこれまで女性室が開催してきた「女性会議」（通算六回）等の中で指摘された問題、そして女性室の活動の中から見出されてきた課題等の整理作業を行った。その概略を次のとおり示し、宗門の現状と課題を確認する。

1 寺院の問題について

(1) 住職・寺族等について

一九九一年及び一九九六年、「寺院教会条例」が改正され、女性の住職就任が実現したこと等を機縁として、改めて寺院をめぐる様々な事柄が、根底からその意味とあり方を問い返されることとなった。ここに至って、かつて真宗同朋会運動発足当初の「家の宗教から個の自覚の宗教へ」というスローガンが、「男女」という視点をおして初めて寺院に身を置く者にとつて個々の課題となつて響いてきたといつても過言ではない。

具体的には、「住職の世襲制」という問題について、これはかつての「家制度」における長子相続の考え方に基づくものであり、性差別のみならず寺院の公性という点からもその問題性を指摘する声もある。

更に、住職後継者を早期に確定し、育成するために設けられた候補衆徒の制度についても改正されたが、世襲制の問題と併せてその必然性が問われてきている。

そして、それらの問題は、一般に住職の家族を「寺族」と呼んできたが、この曖昧な位置付け及び概念や、寺族でない僧侶の位置付けの見直しとい

う問題にまでつながる。

このことは、門首継承について定めた「内事章範」が、覚如上人以来の本願寺の血脈相続を基としており、これが普通寺院の住職継承の雛型的意味を持つてきたことから、今後この「内事章範」についても、どのような将来的展望を持つて考えていくべきなのかが問われてくることとなる。

大谷派の寺院が、一九九九年の宗会において指針一として示された「門徒・同朋に開かれた聞法道場としての寺院運営をめざす」ということは、寺院という枠組みをいかに克服して、真宗門徒として関係を繋いでいくことができるかという課題を一人ひとりが担うことである。そこに立つて今後「寺院教会条例」の抜本的改正を視野に入れた検討がなされるべきである。

(2) 坊守問題について

坊守に関しては、各寺院の状況が多様化しており、画一的・固定的に決めるににくい現状であるが、寺院・教団における位置付けと同時に、性差別の問題としての両方の視点から考えていく必要がある。現状として次のような問題点が指摘される。

ア、男性を坊守の規定から除外することの問題

現行条例では、女性である住職の配偶者は坊守の規定を適用しない旨「寺院教会条例」に定められている。これについては、宗門法規上性別を根拠とした適用除外の規定を残しておくことは、男女平等参画の趣旨にそぐわないものであり、早急に改正すべきであると考えられることから、女性室においてその問題性を指摘し具申しした。

イ、配偶者という問題

大谷派において「坊守」とは、現行の規則では「住職の配偶者を坊守と称

する。」とあり、坊守の資格の有無が婚姻制度の上に成り立っている。つまり、坊守の処遇が夫である住職の進退により決定され、本人の意思に無関係であるという問題がある。主体的な選びをもって坊守に就任・退任することを自他共に確認できる措置が求められている。

ウ、現状における「坊守制度」の必要性の明確化

坊守が教団の法規上に規定されたのは一九二六（大正十四）年の「坊守規程」であるが、これは、当時女性の得度は認めていなかったため、徴兵される住職・僧侶に代わり、特に住職の妻及び寺族女性に限り「坊守帰敬式」の受式と坊守籍簿への登録を経て法務を行うことを許可し、僧侶に準じた扱いを認めるということが目的であったと思われる。しかし今日、得度などに関して男女間の格差は是正されてきている。現在、坊守は単なる呼称であり、位置付け等が不明確であるとの指摘に対してどのように考えていくべきか、その問題の根底に何があるのかを慎重に見極めて判断していく必要がある。

また、坊守の位置付けという問題は「坊守章」の扱いの他、住職を欠く場合の寺族の代表者の問題、更には共済制度にも関係があり、寺族の位置付けと共に慎重に考えるべき問題である。

2 教学・教化について

今日「男女平等参画」の問題が国際的な共通課題として語られているにもかかわらず、教団においてまだ性差別の問題が自身の具体的な信心の課題として受け止められるほどには理解されず、かえって個人的・精神的問題として矮小化して受け止められる場合がある。そのために今後、女性に関する教学・教化の歴史的検証作業や国際人権思想と仏教思想（真宗の教え）との関係を明らかにすることをおして、新たに男女という視点か

ら真に「同朋」なる関係を見出していきたい。具体的には次のような課題があげられる。

(1) 女性の教化スタッフの確保・育成

これまで、特に教化スタッフに女性の確保・育成はなされていない。そこには宗門において「教化における固定的性別役割分担」の問題が指摘されてきている。つまり「婦人教化」という言葉に象徴されるように、常に「女性は教化される側」（この背景には五障三従の思想などが影響していると考えられる）という位置付けであったということである。今後、教師修練や同朋会館をはじめ様々な場に女性の教化スタッフの参画が望まれる。また、各教区・組の教化委員会等において、坊守会の役員として女性が参加するような事例はあるが、より広い範囲から積極的に女性がかわれるような体制づくりが望まれる。

(2) 性差別に関する教化施策

宗門に身を置く一人ひとりが性差別の問題を正しく認識し、男女平等参画の願いを共有することが願われる。そのためには「男女平等参画」の問題を宗門の教化施策の柱として位置付け、あらゆる機会を通じて学びの場を持つための計画的かつ総合的な教化施策が必要である。

(3) 女性の視点からの教学の問い直しとの必要性

『仏説無量寿経』（『真宗聖典』二二頁）に第三十五願（女人往生の願）が説かれている。この本願は、女性達の歴史的な苦悩がようやく仏教の視野に入ったことを表明しているものとも受け取れるが、その克服の方向性に男性中心の考え方が反映されていることは否定できない。またこれまで、わが教団がこの問題を正面から取り上げ対峙してきたとはいえ

ない。親鸞聖人や蓮如上人の女性観・女人往生思想などは教学的にも未踏の領域といえるのではないだろうか。第三十五願の課題・五障三従の問題・教学における固定的性別役割分担の問題等々、改めて女性の視点から聖教を読み解き、教学を問い直す作業が必要と考えられる。

(4) 女性が参画できる新しい教化活動の場の創造

教師修練以降の学びの場が全く個人に委ねられており、教団としてのアフターケアがないことは以前から指摘されてきている。特に寺族でない女性の場合に真宗の教えに触れて、僧侶となり教師資格を取得したものの、教団の中に活動の場（接点）がないのが現状である。また逆にいえば、それぞれの場において真宗の教えを依りどころとした活動をしている人たちがあっても、教団として積極的に人を把握し、サポートしていく体制が欠如しているといえる。女性の教化スタッフの確保・育成という問題とあわせて、新しい教化活動のあり方を思考しなければならない。

3 儀式・声明作法等について

法要・儀式については、日常の生活の中にあつて身近で具体的な問題である。一九九一年の法改正によって、寺格・堂班が廃止され、教師陸補や法要座次の進席についても男女が同等に扱われることとなった。しかし、大谷派の声明作法は、従来男性を対象としたもので、声明の音域等について女性が参画しにくい点が指摘されている。また僧俗ともに平座による儀式のあり方ということも求められてきており、男女の視点を交えたところから新たな儀式のあり方を構築していかなければならない。特に現在は次のような点が課題として提示されている。

(1) 法名について

現在大谷派において、男性の法名は「釈○○」・女性の法名は「釈尼○○」という形で授与されている。教団の中には、仏弟子の名としての法名に男女の違いを設けることへの疑問の声もあり、教学の見地と「ジェンダー」の視点を交えて、どのような法名のあり方が本来であるかを広く検討していく必要があると考えられる。

(2) 葬儀式について

現在、葬儀式について正式に本山から示されているものは少ない。『お内仏のお給仕と心得』（東本願寺出版部発行）の中では、葬場勤行について、男性の葬儀の場合は「本願力にあいぬれば」、女性の場合は「真実信心うるひとは」等の和讃を区別して用いる旨が示されている。これは葬儀式の一つの事例を示したものに過ぎないと考えられるが、現実にはこれに倣って葬儀が行われている場合が多く、教学の見地からもその意味を確かめる必要があると思われる。

(3) 得度式について

大谷派の得度式は、宗祖の出家得度の姿に倣っているとされている。制度上の男女の差異をなくす意味から、一九九二年に受式の年齢制限は男女共に満九歳からに統一された。

また、式の内容については「盃の儀」を廃止するなど、一部見直しが必要とされているが、受式の際の女性の髪型の意味など、さらに確認を要する点があると考えられ、現宗憲の趣旨に照らし、真宗における得度式のあり方を改めて検討する必要があるといえる。

4 教団の諸制度・機構について

「男女両性で形づくくる教団をめざして」という願いは、言い換えれば、女性が教団のあらゆる場に企画立案の時点から、男性と対等な立場で参画するということである。

その願いに立つて教団の諸制度・機構を計画的かつ積極的に改革していく必要がある。

(1) 組の機関

各寺院と教団組織との最も具体的な接点は組である。そこに女性が参画することは男女平等参画を推進していく上での基本的課題であり、組会等に女性の参画を促す積極的措置が望まれる。具体的には組会における「代理人」の権限の明確化や「組委員」制度の充実という課題がある。

また、組門徒会に関する規程には性別による制限は一切ないが、慣習により寺院の役員に男性を選出する傾向は依然として根強い。まず各寺院において男女平等参画の意識が高まるよう働きかけが必要である。

(2) 教区の機関

現状の教区会は、組長議員と選出教区会議員において構成されており、その資格が住職に限定されており、住職以外の女性を含む僧侶（有教師）が参画できないシステムである。そこに女性の参画を促すには積極的な措置も含め早急に検討が必要である。その他の教区における機関についても、まだ男女平等参画についての認識は十分に定着していないこともあり、今後積極的な措置を講ずる必要がある。

また、教区門徒会についても、制度上は性別による制限はないが、選

出母体である組門徒会の段階から男女平等参画の趣旨を徹底していくべきであり、さらに最高議決機関である参議会議員の選出についても積極的な措置が望まれる。

(3) 宗 会

教団の最高議決機関の内、宗議会に女性議員は一人もない。このことは、男女平等参画の理念に反しており、これまでの「女性会議」等の中でも、真宗同朋会運動の願いに立つて、二院制の是非も含めたところからの抜本的見直しを求める声が出されていた。

二〇〇四年六月「宗議会議員選挙条例」が一部改正され、女性の教師にも被選挙資格が認められる可能性が開かれた。女性の参画を期待すると共に、今後引き続き、同朋の公議公論の実現に向けた制度の検討が期待される。

(4) 審議会等

本山や教区の宗務機関、また政策の立案・決定にかかわる審議会や委員会などについても、僧俗・男女といった複合的視点から会が構成されるよう配慮されるべきであり、宗門全体にそのための積極的措置が必要である。また、宗務の運営をできる限り透明にするための「情報公開」制度の整備に関する要望もある。

5 女性室について

女性室についても、その位置付けなど多々意見が寄せられている。また、今日社会的にも問題となってきたいるセクシユアルハラスメントやドメスティックバイオレンスといった問題に対する相談窓口の設置を求める声もあり、これらの問題を宗門全体として受け止め、総合的かつ計画的に「男女両性で形づくる教団」を実現していくため、女性室の今後のあり方も模索していかなければならない。

【註】

セクシユアルハラスメント：性的いやがらせ。様々な生活の場で起こり得る、継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意志に反して行われる性的な言動。

ドメスティックバイオレンス：配偶者や恋人など、親密な関係にある（あった）者に対して身体的・性的・心理的攻撃を含む暴力を繰り返すこと。

IV 基本理念に基づき総合的な基本計画策定の必要性

「男女両性で形づくる教団」を具現化していくためには、「男女両性で形づくる教団」のねがい（基本理念）に基づき、宗門の各組織分野における責務を明確にし、各活動分野における課題を総合的に整理することにおいて、長期的展開を見据えつつ取り組みにおける優先順位を設け、あるいは進捗状況に応じて実質的な成果を上げるための数値目標を設定する等、総合的行動計画に基づいた取り組みが必要である。

1 各組織分野における責務の明確化

宗門が「男女平等参画」を推進していくためには、何より宗門のあらゆる組織機構においてその願いを享受し、主体的な取り組みがなされなければならない。

具体的には、①各寺院・教会 ②組会・組門徒会並びに組教化委員会 ③教区会・教区門徒会並びに教区教化委員会及び教区のその他の機関 ④宗務所及び宗会等、宗門の各組織分野において取り組むべきこと（責務）を明確にし、有効かつ総合的な取り組みがなされなければならない。

2 各活動分野における課題の整理

既に、「Ⅲ 宗門の現状と課題」で触れたとおり、制度・機構、儀式・声明作法、教学・教化等といった各活動分野において「男女平等参画」の課題は多岐にわたっており、しかも問題は複雑に絡み合っている。したがって各活動分野における課題を具体的に整理しつつ、制度改革と意識改革の両面から総合的視野をもった計画的な取り組みがなされなければならない。

3 実情に即した取り組み

「男女平等参画」の問題は、非常に私的な範囲に及んでいる問題であるために、日常生活において差別であることが認識されにくい面がある。

また男女の固定的役割分担の意識は、長い歴史の中で人々の意識の奥深く刷り込まれ慣習化されてきている部分もあるために、単に制度上均等にただだけでは実質的な男女平等を達成することは困難であるといえる。

「男女平等参画」の進捗状況に鑑みて、①制度上の差別の撤廃 ②男女平等参画を推進するための積極的格差改善措置の導入 ③固定的性別役割分担意識・慣習の払拭へ、と次元を追った総合的な取り組みが必要である。

1 行動計画の策定と法規整備に向けた具体的取り組みの開始

「男女両性で形づくる教団」の実現に向けた取り組みは、既述のように教団をはじめ教区・組及び寺院・教会にかかる制度の改正のみでなく、固定的な役割分担意識の払拭等の意識改革と慣習の見直し、さらにはそれを支えてきた教学・教化のありようを検証する作業等様々な分野における取り組みが必要である。

そのためには、まずあらゆる機会をもつて「男女両性で形づくる教団」のねがい（基本理念）を広く宗門内に共有していくための取り組みが必要である。そして、そのねがい（基本理念）に基づき教団の現状を丁寧分析しつつ、総合的かつ効率的取り組みを行うため、各組織分野の各活動分野におけるビジョンづくりの作業を視野に入れた活動を始めなければならない。その中から「男女両性で形づくる教団」の実現に向けた教化体制と、それを支えるべく基本条例の策定も視野に入れた法規整備も検討される必要があると考えられる。

2 「寺院教会条例」第二十条第二項についての取り組み

坊守についての様々な課題は、問題が宗門全体の抱える課題と複雑に絡み合っている。また今日、寺院・教会全体のおかれている状況は極めて多様化していることから、坊守の位置付け等についてなかなか一つの方向に集約できないまま現在にいたっている。しかし、「女子である住職の配偶者」（男性）については坊守の規定を適用されないと定める現行

の「寺院教会条例」第二十条第二項の条文については、宗門法規において唯一性別を根拠にした処遇を認めるものであって、適切ではないと判断される。従って、この条文については、本文一四頁「(2) 坊守問題について」に述べた課題も踏まえ「坊守」の処遇に関して早急に協議すべきである。

3 「宗議会議員選挙条例」の一部改正を受けた活動

二〇〇四年六月の宗会において「宗議会議員選挙条例」の一部が改正され、これまで住職・教会主管者に限られていた被選挙資格が、住職・教会主管者の同意を得た教師にまで拡大された。

また、今回の条例改正の提案趣旨の中に、「今後、当然、教区会、組会の組織構成及び選挙制度の見直しと改正にも取り組んでいかなければならない」とあるように、宗会に限らず、あらゆる活動の場への女性の参画に向けた、着実な取り組みの開始が望まれる。

そのために、本文一三頁「基本理念」、「基本目標」に基づき制度・意識両面の改革に向けた活動が必要である。

4 組の活動における女性の参画推進に向けた取り組み

特に、より身近なところからの取り組みとして、組会・組門徒会等における女性の参画が推進されるよう具体的な取り組みが急がれる。

現行の「組制」においては、本文一七頁「(1) 組の機関」に示したとおり、住職または教会主管者およびその代務者によって組会が構成され、組会への出席は、一寺院について一人とされている。また、「代理人」の出席に

については「前任職・副任職及び成年以上の寺族に限る。」とされており、寺族以外の僧侶（教師を含む）が代理人として参画することはできない。また「代理人」は正副組長の選挙資格を有しないと規定されている。

しかし今後、組会がどのような構成で運営されることが同朋教団として望ましいか、「男女共同参画」の視点をもつて新たな組会のあり方を模索する必要がある。

また、組門徒会や組教化委員会についても、女性の参画を積極的に促すための活動が必要である。

5 セクシユアルハラスメントとドメスティックバイオレンスへの取り組み

(1) セクシユアルハラスメント防止に向けた活動

宗門内におけるセクシユアルハラスメント防止の取り組みは、実際、セクシユアルハラスメントを受けた女性達からの訴えによって始まったが、なによりも、まず男性女性共に、「セクシユアルハラスメント」について認識を深めることが重要といえる。

宗務所での「セクシユアルハラスメント防止研修会」の参加者アンケートにも、「表面に現れてくるセクシユアルハラスメントは、氷山の一角と言える」「セクシユアルハラスメント防止のために、意識啓発研修、相談・苦情窓口の設置による迅速な対応を」と指摘されている。そこには、セクシユアルハラスメントを単に個人の問題にとどめることなく、宗門全体として問題を共有し、意識改革と共に、積極的な措置を取る必要性が示されている。

「セクハラ」という事象のみが風聞として一人歩きすることで、被害者に二重の苦しみを与えてしまうことや、また女性差別の長い歴史と、男性中心の社会構造・習俗・慣習によって作り出されてきた根深い差別意識が現

存することからも、慎重かつ継続的な取り組みが必要である。

そのために、宗務所（本山）・教区・組における意識啓発のための研修の企画、相談窓口設置に向けての取り組みが必要であり、また各地でセクシユアルハラスメント防止に取り組んでいる団体との交流と連携をはかることが重要である。

(2) ドメスティックバイオレンス防止に向けた活動

ドメスティックバイオレンスの大多数が、男性から女性への暴力といわれる。暴力の内容は、「身体的暴力」「精神的暴力」「社会的暴力」「経済的暴力」「子どもを巻き添えにした暴力」「性的暴力」に大別され、その暴力の共通的特徴は、「被害者に恐怖を与え、自由を奪い、相手をコントロールするための手段となる」ことである。ドメスティックバイオレンスの問題は、セクシユアルハラスメントと同じく単に加害者と被害者の関係という押さえ方ではなく、加害者もまたある意味で「ジェンダー」の縛りによる被害者である。実際に相談が寄せられているという現状からも緊要の課題である。

セクシユアルハラスメント及びドメスティックバイオレンスへの取り組みは、互いの性存在を尊び、認め合いながら、相互の信頼関係を創り続ける歩みであり、なによりも宗門の願いである「御同朋・御同行」の精神を明らかにする上で重要な課題である。

この「男女平等参画」の問題に宗門が取り組むのは、この問題をただ単に、今日のいわゆる社会問題の一つとしてとらえ、その社会状況に追随するためではない。我々一人ひとりが「末代無智の在家止住の男女たらんともがらば」（『真宗聖典』八三二頁）という呼びかけをどのように受け止め、そしてこれまでどのような関係を生きてきたのかという問題であり、また真宗大谷派教団が「出家発心を本とせず、捨家棄欲のすがたを標せず」（『真宗聖典』七六一頁）として同朋教団を名告ってきた意味が問われていると受け止めるからである。

そしてこの課題が明らかになってきた背景には、宗門に身を置く女性たちが永きにわたり勇氣と忍耐をもって表現しつづけてきた歎異の精神があったことはいままでもない。これはまさに「願もつて力を成ず、力もつて願に就く」（『真宗聖典』一九九頁）というように『仏説無量寿経』の第三十五願が力となって歩みを生み出し、それがいよいよ願いを明らかにしてきたという本願の歩みであるといえる。

女性室は、二〇一一（平成二十三）年に宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌をお迎えするにあたり、「男女平等参画」の問題を宗門の根本課題として位置付け、あらゆる分野及び次元において検証していく中から、あるべき宗門の姿を見出していくべきであると宗門に関わるすべての人びとに向けて提言する。

『あいあう』とは…

この広報誌の名前である『あいあう』は、親鸞聖人によって書かれた『教行信証』（顕浄土真実教行証文類）「行巻」の「今みなまた会して、これ共にあい値えるなり」（『真宗聖典』一五九頁）という言葉から名づけられました。

「遭遇うこと難し」とか「遇いがたくして今遇うことを得たり」という言葉もありますが、いずれにしても出遇いのよるこびが表わされているのでしよう。

日々の生活にあつて、わたしたちが“生きる”ということを考えてとき、それは、いろいろな人と声をかけあつてこそ“生きる”ということがなりたつているといっても過言ではありませぬ。しかし、時にその声が届かなかつたり、行き違つたり、そのためにいろいろな出合いをしていながら、まわりの人を見失つていのではないでしようか。

いま、その出合いそのものに出遇いなおすことによつて、自然に向きあうことのできるつながりを回復していきたい。『あいあう』という言葉にはそんな願いがこめられています。

あい、あう、女性室では活動を通してさまざまな出合いを積み重ねていきたいと思ひます。

17 編集後記

「同朋」「公議公論」「バラバラでいっしょー差異を認める世界の発見」と当たり前のように皆が口にしながら、なぜ向き合えない（出あいあえない）のだろうとこだわり続けて二十数年。日常のありようを通して気づかされることは、相手の言葉がなかなか聞こえないということ。「聞きたい」と願うところに「聞こえる」ということが成り立つという呼応の関係にあるのでしよう。上・下関係、主従関係に立つた瞬間に、相手の声が聞こえなくなってしまうのではないでしようか。教団ではこうした女性と男性の関係を問い直したいという女性たちの熱い願いの声に応じて「女性室」が開設されました。そして「男女両性で形づくる教団」をうたつて十年目を迎へようとしています。この間、教団の女性の歴史をひも解いてみると、女性に住職の道を閉ざしてきたというを通して、住職とは？坊守とは？寺とは？門徒とは？教団とは？ということが改めて問われてきました。それは親鸞聖人が選ばれた「在家仏教」という在り方に立つた時、写し出された教団の現実の姿ともいえるでしよう。

男性と女性、住職（男）と坊守（女）、寺と門徒を「主」と「従」としてとらえることによつて、相手の声が聞こえなくなっている事実、そして一人ひとりから「独立者たらん」という真宗の人間観の視点が抜け落ちてしまつていたという事実、女性と男性の関係をまさに信心の課題として受け止め直すことが願われていることに気づかされます。歩みは一步進んだかと思つと一步半下がるかのような遅々としたものではないですが、しかし歩み出したからこそ見えてきた（気づかされた）ことがたくさんあります。親鸞聖人が、厳しさとやさしさをもつて語りかけ続けてくださっているという実感、願いを同じくしている友たちの存在等々。これまで当たり前のように使つていた言葉がとても大事な言葉として意味をもつてきました。

今ここに「女性室」九年間の歩みの中で出された声や願いをまとめてみました。まだまだ十分なものではありませんが、皆さんへの現在の時点での問題提起となればと願つてつくられたものです。ここに立つて次の一步を踏み出してみませんか。その中で気づいたことを、その都度書き加えたり、変えたりできる資料として位置づけています。「男女両性で形づくる教団」への具体化に向けた取り組みとなることを願います。組や教区また身近な集まりの中で利用していただけたらと思います。きつと女性と男性が出あいあいたいという願いに立つことにおいて、改めて出あいあえない関係を生きている事実が明らかになつてくることではしよう。そのことの痛みを感じ続けていく（忘れない）ことを通して関係を生きてみませんか。

なお、三年ぶりに開催された第六回女性会議（二〇〇五年一月十三日開催）では、参加者の方々からたくさんのお声が出されました。その詳細は次号で報告させていただきます。（見義悦子）

お詫びと訂正

本誌第16号 11頁 下段17行目の「講演会」は、「後援会」の誤りでした。お詫びして訂正します。